

議案第 13 号

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険条例（昭和 40 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の各号」の次に「に掲げる委員の区分に応じ、当該各号」を加える。

第 4 条の 2 第 2 号中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

第 6 条から第 9 条までを次のように改める。

第 6 条から第 9 条まで 削除

第 12 条中「第 72 条の 4」を「第 72 条の 5」に改め、同条第 4 号中「その他被保険者」を「前 3 号に掲げるもののほか、被保険者」に改める。

第 19 条中「免がれた」を「免れた」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 6 条から第 9 条まで、第 12 条及び第 19 条の改正規定は、公布の日から施行する。

瑞穂町国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 瑞穂町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、<u>当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(被保険者とししない者)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所している児童又は同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童であって、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項又は第2項に規定する扶養義務者のないもの</p> <p>第4章 略</p> <p>第5条 略</p> <p><u>第6条から第9条まで 削除</u></p> <p>第10条から第11条の2 略</p> <p>第5章 略</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 瑞穂町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号<u> </u>に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(被保険者とししない者)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所している児童又は同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童であって、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項又は第2項に規定する扶養義務者のないもの</p> <p>第4章 略</p> <p>第5条 略</p> <p><u>第6条 削除</u></p> <p><u>第7条 削除</u></p> <p><u>第8条 削除</u></p> <p><u>第9条 削除</u></p> <p>第10条から第11条の2 略</p> <p>第5章 略</p>

(保健事業)

第12条 町は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために、次に掲げる事業を行うことができる。

(1)から(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

第13条及び第14条 略

第6章及び第7章 略

第8章 略

第17条及び第18条 略

第19条 町は、偽りその他不正の行為により、国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者を、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第20条 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条、第6条から第9条まで、第12条及び第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

(保健事業)

第12条 町は、法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために、次に掲げる事業を行うことができる。

(1)から(3) 略

(4) その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

第13条及び第14条 略

第6章及び第7章 略

第8章 略

第17条及び第18条 略

第19条 町は、偽りその他不正の行為により、国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免がれた者を、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第20条 略